

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第 2 号

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則
の一部を改正する規則

第 1 条 大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年大阪広域水道企業団規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 4 （略） <u>（岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>5 令和 7 年 4 月 1 日前に岸和田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年岸和田市規則第 21 号）、富田林市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年富田林市規則第 22 号）若しくは高石市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年高石市規則第 8 号）（次項において「市の規則」という。）の様式又は八尾市若しくは柏原市が認めた様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。</u> <u>6 市の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	附 則 1 ～ 4 （略）

第 2 条 大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

様式第 1 号（第 4 条関係）

保有個人情報開示請求書 (略)	
3 本人確認等	
ア (略)	
イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード (略)	
ウ～オ (略)	

様式第 1 号（第 4 条関係）

保有個人情報開示請求書 (略)	
3 本人確認等	
ア (略)	
イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □ <u>健康保険被保険者証</u> □個人番号カード (略)	
ウ～オ (略)	

様式第 3 号（第 6 条関係）

保有個人情報訂正請求書 (略)	
1 (略)	
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード (略)	
3～5 (略)	

様式第 3 号（第 6 条関係）

保有個人情報訂正請求書 (略)	
1 (略)	
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □ <u>健康保険被保険者証</u> □個人番号カード (略)	
3～5 (略)	

様式第 4 号（第 7 条関係）

保有個人情報利用停止請求書 (略)	
1 (略)	
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード (略)	
3～5 (略)	

様式第 4 号（第 7 条関係）

保有個人情報利用停止請求書 (略)	
1 (略)	
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □ <u>健康保険被保険者証</u> □個人番号カード (略)	
3～5 (略)	

様式第 5 号（第 8 条関係）

保有個人情報取扱是正申出書 （略）	
1	（略）
2	申出者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード （略）
3 ～ 5	（略）

様式第 5 号（第 8 条関係）

保有個人情報取扱是正申出書 （略）	
1	（略）
2	申出者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険被保険者証</u> ☐ 個人番号カード （略）
3 ～ 5	（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類は、改正後の大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。